

第5回日野市公契約条例検討委員会議事概要

開催日時場所	平成29年12月13日(水) 午後6時30分～午後7時50分 日野市役所5階 505会議室	
出席委員	<p>委員長 西浦 定継 (学識経験者 / 明星大学理工学部教授)</p> <p>副委員長 永淵 慎 (学識経験者 / 弁護士法人ENISHI代表)</p> <p>委員 小野 進一 (事業者団体関係者 / 日野市商工会建設業部会部会長)</p> <p>委員 佐藤 博司 (事業者団体関係者 / 日野市商工会建設業部会副部会長)</p> <p>委員 三角 幸太郎 (労働者団体関係者 / 全建総連東京都連日野地区協議会)</p> <p>委員 伊羅胡 和哉 (労働者団体関係者 / 連合三多摩ブロック地域協議会南多摩地区協議会)</p>	
<p>次第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 開会 2. 前回会議録の確認 3. 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) パブリックコメントの結果について (2) 日野市公契約条例の素案について (3) 公契約審議会への申し送りについて (4) その他 4. 閉会 		
質問・意見		回答・結果
<p>2 前会議録の確認</p> <p>・前回会議の中で、三角委員より発言のあった適用範囲「工事1億円」に対する意見について、後日、事務局に届いた補足内容を説明させていただきます。</p> <p>前回会議の中では、金額の割合が半分くらいであるとの表現でしたが、そのパーセンテージについて調べていただいたことの説明になります。</p> <p>「1千万円以上の工事における1億円以上の工事の金額の割合が、平成27年度は53.2%、平成28年度は40.9%で、ほぼ半分であることが実際の数字からも明らかになりました。金額が全体の半数であれば、公契約条例現場で働く労働者数が、</p>		

1,000万円以上の公共工事で働く労働者数の半数に近いと考えられるため、1億円以上の工事案件から公契約条例をスタートするという事務局の提案について賛成する。」

というものになります。(事務局より)

3 議事

(1) パブリックコメントの結果について

- ・適用範囲の2の回答に、金額における割合が1,000万円以上の工事の50%くらいであることを含めないのか。
- ・市の考え方の根拠として、他自治体が1億円から始めたから日野市も1億円から始めます、では納得できない。しかし、まずは50%となる1億円以上から始め、そのうえで範囲を広げていくというのであれば納得できる。
- ・パブリックコメントでは条例素案のみを公表しているなかで、条例素案には明示がなく規則に委ねている内容のことを市の回答としてしまうと、誤解を招きかねない。

(2) 日野市公契約条例の素案について

- ・第15条について、前回、契約解除してしまうと工事がストップしてしまうという話があったと思うが。
- ・第5条に、工事又は製造の請負契約と明記された理由は何か。
- ・最後の付則に、第7条と第17条は4月1日からとなっているがこれはどういうことか。4月1日で下限額が決まってしまうのではないかとと思われるのでは。

・数字的な裏付けを根拠とする内容も含み置くようにします。

・回答内容について精査いたします。

・解除することができるという規定で、それ以外の手段が取れるという考え方になります。

・経過を知らない人が条例を見ても、何を対象にしているのか分かるようにするためです

・施行は10月1日からですが先行して4月1日から公契約審議会と労働報酬下限額を設定するための動きが始まりますという内容になります。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例と規則制定の時間的な流れを確認したい。 (3) 公契約審議会への申し送りについて ・ 労務台帳の内容はもう考えているのか。 ・ 「適用範囲」として工事の金額設定を規則に委ねる部分について、審議会で議論する必要があると思うが。 ・ 業務委託への早期拡大とあるが、指定管理を含めた議論であるなら、申し送り事項にも指定管理のことを明記してほしい。 ・ 市内業者の定義について、申し送り事項に含めないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条例を3月議会に諮るので、それまでに規則も形にしたいと考えています。内容的には、これまでお示ししている以上のことは無いと考えます。 ・ 具体的な検討はしていません。ただ、先行自治体の内容をみても大きく変わる場所はないので、既存の台帳を参考にさせていただくことになると思います。 ・ 一つ項目立てをして、申し送り事項として追記します。 ・ 現状の市の運用を公契約条例にも適用していきたいと考えております。市内業者の定義については手引き中で示しますが、手引きの内容は審議会に示していきますので、定義も含めてその場でご了承いただくことを想定しています。
--	--